

出資加入(出資金)に関する重要事項説明書

出資については、中小企業等協同組合法(法律181号)に基づき、以下の通りの取扱いとなりますので、必ずご確認くださいませようお願いいたします。

1.出資とは

出資加入により組合員となり、当組合との取引が行えます。
出資金は、株式会社における株式と同様、信用組合の資本に算入されます。
従って、**出資金は預金とは異なり預金保険制度の対象とはならず、保護されるものではありません。**

当組合とのお取引は、原則として組合員のみ行うことができます。
出資とは、一般の株式会社における株式にあたるもので、出資加入により組合員(株式会社における株主にあたります)となり、出資金は会計上、当組合の資本に算入されます。出資加入者は、当組合の総会においての1個の議決権を有することにより当組合の経営に参加できることとなります。但し、株式とは異なり、出資金額による権利の大小はありません。また、組合員は組合経営における責任を、出資額を限度として負うこととなります。従って、出資金は預金とは異なり預金保険制度の対象ではなく、組合経営が破綻した場合には補償されません。

※組合員となるためには一定の資格要件が必要となります。詳しくは当組合にお問合せください。

【出資金の配当】

出資金には、株式と同様に、当組合の事業に応じて年1回、配当金が支払われる場合があります。
配当金の支払いについては、事業年度毎の決算結果に基づき、当該事業年度後の6月頃に開催される総代会にて法令の制限の範囲で決定されます。

2.組合員資格

出資加入するためには、以下の要件が必要となり、要件を満たさなくなった場合には、組合を脱退しなければなりません。

- ①当組合の営業地区内における一定規模以内の事業者
- ②当組合の営業地区内に住所・居所を有する方又は勤労に従事する方
- ③その他、法令により認められる場合

中小企業等協同組合法等により、信用組合の組合員となるには、上記の通りの所定の資格を有する必要があります。

尚、当組合の営業地区及び事業者として組合員となる資格を有する場合の規模の制限については以下の通りです。

【当組合の営業地区】

当組合の営業地域については、定款において定められております。

2017年3月末時点の営業地区	大阪府、京都府、兵庫県、滋賀県、和歌山県、奈良県、岐阜県、長崎県(但し五島、壱岐、対馬を除く)の全域
-----------------	--

【事業者の規模の制限】

	従業員数	資本金の額又は出資の総額
小売業を主たる事業とする事業者	50人以内	5千万円以内
サービス業を主たる事業とする事業者	100人以内	5千万円以内
卸売業を主たる事業とする事業者	100人以内	1億円以内
上記以外の事業者	300人以内	3億円以内

上記一覧の従業員数および資本金の額又は出資の総額いずれも超える場合又は出資加入後に超えた場合は、公正取引委員会への届出が必要となり、認められない場合は法定脱退となります。

3.出資金の払戻(脱退)

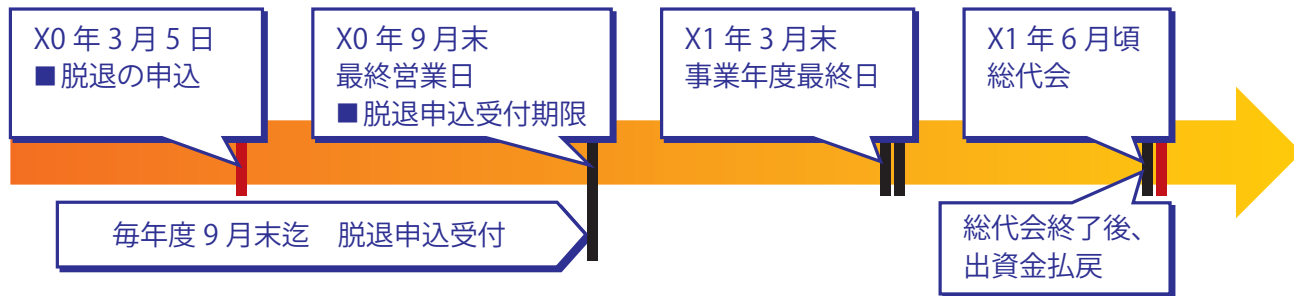
出資金の払戻は、以下により組合を脱退した場合に、翌年度の総代会の終了後に行われます。

①各年度、9月の最終営業日までに所定の申込手続きを行う

②組合員資格の喪失、死亡又は解散、除名等

従って、**出資払戻には、おおよそ、最短で9ヶ月、最長で20ヶ月の期間が必要** となりますのでご留意願います。

<自由脱退の手続き経過例>



出資金は組合を脱退することにより払戻を行います。組合の脱退には、以下の2つの場合があります。

【自由脱退】

組合員の任意により自由脱退することができます。

但し、自由脱退する場合は、各年度の9月の最終営業日までに、脱退を申し込んでいただくことにより、翌年度に開催される総代会で、年度末の脱退金額が確定するので、脱退金額が確定するまでは、出資金の払戻を受けることはできません。

【法定脱退】

組合員の方の意思にかかわらず、組合員資格の喪失(営業地区外への引越し等)、死亡又は解散、除名等の場合、法令に基づき脱退となります。

4.出資の譲渡・譲受

出資金は、当組合の了承無く譲渡・譲受を行うことはできません。

また、出資金を担保とすることもできません。

出資金は、当組合が認める場合に限り、他人に譲渡することができます。譲渡・譲受の必要がある場合は、当組合所定の手続きにより行ってください。

尚、出資金が譲渡された場合、譲渡が行われた事業年度の翌事業年度に開催される総代会で配当金支払が決議された場合であっても、当該配当金を受領することはできません。

譲渡する相手をお探しの場合や譲渡を希望される方をお探しの場合は、当組合へお申出頂ければ、当該ご希望に合致するお申出があった際にはご連絡いたしますので、お申出ください。

5.出資証券

当組合では、2017年7月3日(月)から **「出資証券」を発行していません。**

お預かりしました出資金につきましては、組合員名簿により電子的に一元管理しています。

出資金は、電子データ等として厳格に管理しますので、出資金残高および組合員としての権利等につきましては、出資証券不発行であっても、何ら変わりありません。

また、出資金残高につきましては、総代会終了後にお送りします「出資配当金通知書兼領収書」や、お取引(加入・増口・一部譲渡)の都度、お送りします「出資お取引のお知らせ」等でご確認できます。

6.その他の留意事項

■当組合への債務に対して出資金の相殺により対抗することはできません。

出資金に関しての各種お問い合わせ、苦情等は、「当組合各営業店窓口」または「きんさん総合コールセンター(0120-111-019)」へお問い合わせください。

また、出資に関する規定について詳細をご確認になりたい場合は、各営業店窓口にて定款の閲覧をお申出ください。

2017年7月3日現在